

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起（第11報）

2020年3月19日（木）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

●本19日、豪州政府は、20日（金）21時より国境閉鎖措置を実施する旨発表しました。現時点においては、豪州に入国しないトランジットの場合は問題ないとの情報を得ておりますが、引き続き、関連の報道等にご留意下さい。在豪州日本大使館のツイッターもご参照下さい（[https://twitter.com/JapanEmb\\_AUS](https://twitter.com/JapanEmb_AUS)）。

●また、シンガポールを経由して日本に帰国することは今のところ可能ですが、同様に、関連の報道にご留意下さい。詳細は、在シンガポール日本大使館のHPをご参照下さい（[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid19.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html)）。

●19日現在、日本に帰国する場合のルートとしては、豪州のケアンズ及びブリスベンと、シンガポールですが、今後、これらルートがいつ絶たれるか予断できない状況です。カンタス航空及びジェットスター航空は、3月末頃より全ての国際便を運休する旨発表しています。

●邦人の皆様におかれては、既に航空便の大幅な減便と経由地の減少により、日本への帰国が非常に困難な状況になってきておりますところ、商用便が存在し、トランジット可能なルートが存在しているうちに、早急に帰国をご検討下さいますよう宜しくお願いします。ご自身の安全の確保を第一に考え、特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方におかれては、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化するリスクが高いことにも十分ご留意願います。

1 3月19日現在、パプアニューギニア国内において新型コロナウイルスの感染事例は確認されていません。

2 3月19日現在、PNG政府の新型コロナウイルスに対する入国制限措置等は以下のとおりです。

(1) 空港での到着ビザの一時停止

※オンラインビザ（Eビザ）による申請は実施中

(2) 今後90日間、PNG行きの船舶又は飛行機にて出発するまでの14日間の間に、中国本土、韓国、イラン、EU、英、米にいたか又はそれらの国・地域を経由した者は、PNG行きの船舶または飛行機に搭乗することはできない。

(3) 空路にてPNGに入国する全ての渡航者は、ジャクソンズ国際空港に到着後、入国審査前にPNG保健省特設カウンターで「健康申告書」に必要事項を記入し、提出する必要がある。

(4) 今後60日間、大型船舶及び15人以上が乗船するレジャー用ヨットの入港禁止

(5) 今後90日間、PNGへの入国地を飛行機はジャクソンズ空港（ポートモレスビー）、船舶はモトゥケア港、ラバウル港、レイ港及びマダン港のみとする。

(6) 今後90日間、ポートモレスビー総合病院隔離病棟及び同病院長が指定する病院を臨時検疫所とする。

3 PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、PNG保健省ホットライン（+675-7196-0813）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し、今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

○PNG保健省HP

<https://www.health.gov.pg/subindex.php?news=1>

○PNG保健省フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/PNGNDOH/>

○WHO・PNG事務所フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/WHOPapuaNewGuinea/>

4 なお、本件措置は今後の新型コロナウイルスの流行状況により、変更になる場合があるところ、詳細情報や追加情報に注意願います。また、PNGに渡航・滞在を予定される方は航空会社や旅行代理店等へ事前に確認の上、最新の情報の入手に努めるよう宜しくお願い致します。

5 新型コロナウイルスは、風邪やインフルエンザと同様に手洗い・うがいなど通常の予防対策が重要です。なお、当館は新型コロナウイルス予防対策として、来訪者の方に対して手のアルコール消毒をお願いしております。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

○首相官邸

（新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～）

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省HP（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省HP（感染症関連）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail： [sceoj@pm.mofa.go.jp](mailto:sceoj@pm.mofa.go.jp)

ファックス： 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ： <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>